

## 文教厚生常任委員会記録

日 時 令和3年2月25日（木曜日）13時30分～15時20分  
場 所 羽幌町議会議場  
出席者 小寺委員長、平山副委員長、金木委員、村田委員、舟見委員、森議長  
ワザハバ 磯野議員、阿部議員、工藤議員、船本議員、逢坂議員  
事務局 豊島局長、嶋元係長  
報 道 羽幌タイムス社、北海道新聞社

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、本日の委員会を行いたいと思います。

本日は、2つのテーマで、1つ目が第8期介護保険事業計画について、2つ目がその他で、天売複合施設についてを議題としたいと思います。

まず最初に、健康支援課のほうから第8期介護保険事業計画について説明をお願いしたいと思います。

### 1 第8期介護保険事業計画について

説明員 健康支援課 鈴木課長、藤井係長

鈴木課長 13:30～13:31

本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。今年は次期の第8期介護保険事業計画の策定の年でございますので、介護保険事業計画の審議会が、書面でありますけれども終了いたしましたので、それに基づきまして本日は常任委員会のほうでご説明をさせていただきたいなというふうに思います。基本的には保険料のどのように設定したかというような部分に重点を置いて説明をさせていただきたいと思います。説明につきましては、介護保険係長の藤井のほうから説明しますので、よろしくお願いをいたします。

藤井係長 13:31～13:37

それでは、資料に基づきましてご説明いたします。お手元に配付されております資料の1ページをお開きください。

まず、計画の策定にあたってでございますが、1番、計画策定の趣旨といたしまして、

以下の文を読み上げさせていただきます。令和2年1月1日の羽幌町の人口は6,796人で、そのうち高齢者人口は2,878人、高齢化率は42.35%であり、北海道の平均高齢化率である31.7%より高い水準となっています。介護を社会全体で支え合う仕組みとしてスタートした介護保険制度は、少子高齢化に伴う75歳以上の高齢者人口の増加とともに、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、日常生活や介護に不安を抱える方が増えるなど、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、今まで増加を続けていた高齢者人口は減少傾向に移行することが予想されますが、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予測され、介護サービスを利用する方の増加が考えられます。特に団塊の世代の方が75歳以上となる令和7年に向けて、中長期的に介護保険事業を安定的かつ効果的に運営していくための目標を定め、高齢者を地域全体で支える仕組みである地域包括ケアシステムの深化、推進を図るため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、以下計画といたします。を策定いたします。

計画の位置づけでございますが、この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するもので、第8期計画を新たに策定するものとなっております。

次のページをお開きください。計画期間でございますが、第8期計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としております。

他計画との関係でございますが、本計画につきましては、羽幌町総合振興計画の基本目標である「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」を目標とし、その他の関連計画と整合を図りながら、高齢者の福祉と介護保険事業に関する取組をまとめたものとなっております。

次のページをお開きください。第2章といたしまして、人口等の推移と将来推計についてご説明させていただきます。1番目といたしまして、総人口の推計でございます。羽幌町の総人口は、令和2年1月1日現在では6,796人となっており、今後も減少傾向が続いております。将来人口推計につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口のデータを使用しております。生活支援や介護のニーズが高まる75歳以上の人口は、令和7年に団塊の世代の方が75歳となり増加いたしますが、その後は緩やかな減少となる見込みです。なお、担い手である現役世代、65歳未満の人口につきましては、今後大きく減少していくと見込まれております。

次のページをお開きください。続いて、被保険者数の推移と将来推計でございます。増加を続けてきた被保険者数は減少に転じ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には2,670人になると推計しております。これまで緩やかな増加となっていた第1号被保険者数は、平成30年度から資格取得者より資格喪失者が増えたことで減少傾向となっております。

す。減少傾向になっている部分につきましては、下のほうの表の図になっております。令和30年度から資格喪失者の方が上回っている状況となっております。

次のページをお開きください。続いて、要介護・要支援認定者の推移と将来推計でございます。要介護・要支援認定者の将来推計は、過去の要介護認定区分ごとの伸び率を人口推計値に乗じて算出しております。令和元年度から被保険者数は減少しておりますが、介護保険サービスを必要とする方は増加すると見込んでおります。このことから、第8期計画では、要介護・要支援者数は微増として捉えております。

次のページをお開きください。続いて、認知症高齢者数の推移でございます。令和2年12月末時点の要介護認定者632人のうち、見守りが必要な自立度Ⅱの方と介護が必要な自立度Ⅲ以上に当たる方は324人で、高齢者人口2,880人のうち11.25%の方が見守りや介護を必要とする認知症状がございます。自立度Ⅱにつきましては、表の下の図になるのですが、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる方となっております。Ⅲ以上の方につきましては、表のⅢ、Ⅳ、Mに区分される方となっております。

次のページをお開きください。続いて、介護保険制度の円滑な運営ということで、介護保険サービス事業量及び給付費の実績と推計についてご説明いたします。こちらは、介護サービス種別ごとの取りまとめとなっております。表の数字についての説明は省略いたします。まずは、居宅サービス・介護予防サービスでございます。訪問介護、訪問介護員が利用者の自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、掃除などの生活支援を行うサービスとなっております。こちらにつきましては、認定者数の増加や、医療機関からの退院に伴う訪問回数の増加といった在宅介護の必要性やニーズの高まりを踏まえ、第8期計画では増加を見込んでおります。2番目に、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護でございます。こちらは、自宅に浴槽がない場合や、身体状況などにより自宅の浴槽での入浴が困難な場合に、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車などで訪問し、入浴介助を行うサービスでございます。こちらにつきましては、町内でサービス提供事業者がございません。通所介護での入浴によりニーズは充足していると捉えております。なお、介護予防訪問入浴介護につきましては、第7期においては利用実績がないため、第8期計画において利用は見込んでおりません。

次のページをお開きください。続いて、訪問看護、介護予防訪問看護でございます。こちらは、訪問看護ステーションや医療機関の看護師が自宅を訪問し、主治医の指示書に基づき療養上の世話をを行います。認定者数の増加や、医療機関からの退院に伴う訪問回数の増加といった在宅介護の必要性やニーズの高まりを踏まえ、第8期計画では増加として見込んでおります。次に、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導でござ

います。こちらは、医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスでございます。認定者数の増加や、医療機関からの退院に伴う訪問回数の増加といった在宅介護の必要性やニーズの高まりを踏まえ、第8期計画においては増加を見込んでおります。

次のページをお開きください。次に、通所介護になります。すみません。括弧書きの中に「ディサービス」と表示しているのですが、「イ」が小さい「ィ」になっておりまして、大きい「イ」が正しい表記となります。失礼しました。通所介護でございます。こちらは、日帰りで通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事や入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。利用数の増加に伴い、第8期計画は増加として見込んでおります。次に、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションでございます。日帰りで介護老人保健施設や医療機関に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。こちらは、施設や人材確保が大きな課題でありまして、町内での提供は困難な状況となっております。通所介護等の他のサービスとの組み合わせにより利用者の心身機能維持に努めてまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。続いて、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護でございます。こちらは、介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や心身機能維持、回復を図るための機能訓練が受けられます。利用できる施設の受入枠に限りがあるため、第8期計画では横ばいとして見込んでおります。

次のページをお開きください。続いて、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護でございます。介護老人保健施設や療養病床を有する病院などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられる施設となっております。こちらにつきましては、町内での提供は困難な状況となっております。短期入所生活介護等の他のサービスを組み合わせ、利用者の心身機能維持に努めてまいります。なお、介護予防短期入所療養介護については、利用実績ではないため、第8期計画では利用を見込んでおりません。続いて、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与です。こちらは、日常生活の自立を助けるための福祉用具を借りることができます。在宅での生活意向があることから、第8期計画では横ばいとして見込んでおります。

次のページをお開きください。続いて、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売でございます。こちらは、入浴や排せつなどに使用する貸与になじまない福祉用具を購入することができます。在宅での生活意向があることから、こちらにつきましても第8期計画では横ばいとして見込んでおります。続いて、住宅改修、介護予防住宅改修でございます。要介護または要支援認定を受けた方が在宅で生活するために、手すり設置

や段差解消などの小規模な改修ができます。在宅での生活意向があることから、第8期計画についても横ばいとして見込んでおります。

次のページをお開きください。続いて、特定入居者生活介護、介護予防特定入居者生活介護でございます。こちらは、有料老人ホーム、括弧してサービス付高齢者向け住宅で該当するものになります。養護老人ホームなどで、食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。こちらにつきましては、都市部の有料老人ホームなどに住まいを移される方が増えている傾向が見られることから、今後も利用が増加すると見込んでおりますが、施設や人材確保が大きな課題であり、町内での整備につきましては困難な状況となっております。

次のページをお開きください。続いては、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスでございます。まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございます。介護職員と看護師が連携し、日中、夜間を通じて1日複数回定期的に訪問し、介護や看護を行います。こちらは、町内にサービス事業所はありませんが、住所地特定者の利用があるため、第8期計画は横ばいとして見込んでおります。続いて、地域密着型通所介護でございます。利用定員18人以下の小規模なデイサービスで、他の利用者と一緒に食事や入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが日帰りで受けることができます。こちらは、町内にサービス事業所はございませんが、住所地特例者の利用があるため、第8期計画は横ばいとして見込んでおります。

次のページをお開きください。続いて、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護でございます。認知症の方が日帰りで通所介護に通い、他の利用者と一緒に食事や入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが日帰りで受けることができます。こちらにつきましては、施設や人材確保が大きな課題であり、町内での提供は困難な状況となっております。通所介護等の他のサービスと組み合わせ、利用者の心身機能維持に努めてまいります。続いて、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護でございます。こちらは、利用者の状態や選択に応じて、通所を中心に訪問、宿泊を組み合わせたサービスを受ける施設となっております。こちらにつきましては、施設や人材確保が大きな課題であり、町内での提供は困難な状況となっております。また、第8期計画では、整備予定をしていないことから、計画値については見込んでおりません。

次のページをお開きください。続いて、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護でございます。こちらは、認知症の方が共同生活を営む施設において、食事や入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などを受けて、自立した日常生活を営めるようにするサービスでございます。こちらにつきましては、家族等介護者

の高齢化や認知症高齢者の増加が見込まれますが、第8期計画において新たな施設整備は予定していないことから、町内事業所の定員数で見込んでおります。続いて、地域密着型特定施設入居者生活介護でございます。こちらは、入居定員が29人以下の有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅で、食事や入浴などの介護や機能訓練が受けられます。令和2年12月現在町内に施設がなく、過去の利用実績もありません。また、第8期計画において新たな施設整備は予定しておりません。

次のページをお開きください。続いて、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護でございます。こちらは、入居定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所される方の食事や入浴などの介護や機能訓練を行います。こちらにつきましても令和2年12月現在町内に施設がなく、過去の利用実績もございません。また、8期計画において新たな施設整備は予定しておりません。続いて、看護小規模多機能型居宅介護でございます。こちらの施設は、医療の必要性が高い利用者に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を備え、通所、訪問、宿泊サービスを行います。こちらにつきましても令和2年12月現在町内に施設がなく、過去の利用実績もございません。また、8期計画において新たな施設整備は予定しておりません。

次のページをお開きください。続いては施設サービスでございます。介護老人福祉施設でございます。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護者のための施設で、食事や入浴、排せつなどの日常生活の介護が中心となります。65歳以上の高齢者人口がわずかに減少する見込みではございますが、第8期計画においては、施設ニーズや認定者の重度化を考慮し、横ばいとして見込んでおります。続いて、介護老人保健施設です。こちらの施設につきましては、病状の安定している方がリハビリテーションを重点に置いた介護を受けながら、家庭への復帰を目指すための施設となっております。こちらにつきましても、65歳以上の高齢者人口がわずかに減少する見込みですが、第8期計画では、施設ニーズや認定者の重度化を考慮し、横ばいとして見込んでおります。

次のページをお開きください。続いて、介護医療院でございます。こちらの施設につきましては、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、日常的な医学管理や見取り、ターミナルケアなどの医療機能と生活施設としての機能を提供できる施設でございます。令和2年12月現在町内に施設はございません。また、過去の利用実績もありません。また、第8期計画において新たな施設整備は予定しておりません。続いて、介護療養型医療施設でございます。こちらの施設は、急性期の治療後に長期療養が必要な方のための施設となっております。医学的管理の下で介護、看護、リハビリテーションなどが受けられる医療中心の施設です。なお、この施設につきましては、令和6年3月で廃止され、介護医療院へ転換されることとなっております。介護医療院と介護療養

型医療施設と併せ、第8期計画につきましては、施設ニーズを考慮し、横ばいとして見込んでございます。

次のページをお開きください。続いて、居宅介護支援、介護予防支援でございます。こちらにつきましては、利用者の心身の状況や生活環境、本人及び家族の希望などを介護支援専門員が把握し、必要なサービスの種類や内容などを定めた計画を作成し、介護サービスを利用するために事業者との連絡調整を行っております。こちらにつきましては、65歳以上の高齢者人口がわずかに減少していることから、第8期計画においては微減として見込んでおります。

次のページをお開きください。最後に、保健福祉事業でございます。こちらにつきましては、被保険者が要介護状態となることを予防するため、外出や運動の機会拡大を目的に、町内循環バスや総合体育館の利用を有効活用していただくため、ほっと号無料乗車券や冬季自主運動教室を実施しております。また、令和元年度から高齢者向け基礎体力向上講座を実施しております。

次のページをお開きください。続いて、介護保険料の算定でございます。介護保険サービス費及び給付費の見込みでございますが、第8期計画期間に必要と見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費の合計につきましては、28億1,449万円になると見込んでおります。なお、第7期計画の実績見込みでございますが、こちらにつきましては26億3,371万円と見込んでおります。この費用のうち23%が、65歳以上の被保険者が負担することになります。算定方法につきましては、今後3年間の介護保険給付費と地域支援事業費の合計に第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算出いたします。次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と調整交付金見込額の差額と準備基金取崩額、保険者機能強化推進交付金を差引きしまして市町村特別給付費等を加えた額、こちらが保険料収納必要額となります。この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数で割った値が年額保険料となり、その年額保険料を12で割った値が月額保険料となります。ページの下に介護保険料算出表という形で掲載させていただいております。各項目の右に数字が記入されております。表の下から2行目、保険料収納必要額Aでございますが、こちらは④足す⑤引く⑥引く⑦プラス⑧引く⑨となっております。第8期における第1被保険者の保険料基準額につきましては、保険料年額にしまして6万6,163円、保険料月額に換算いたしまして月額5,500円となっております。

次のページをお開きください。次のページにつきましては、各所得段階の介護保険料の一覧となっております。所得段階につきましては、第1段階から第9段階までの所得段階に設定しております。第1段階から第3段階の保険料率につきましては、国の実施しております低所得者保険料軽減適用後の保険料率となっております。

以上で説明は終わりにいたします。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。資料を見てすぐに質問というのも難しいと思うのですが、用語や各事業について、あと内容について質問があれば、挙手にて質問のほうをお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:37～14:47

小寺委員長      それでは、私から、14ページに載っています四角いところにある用語なのですけれども、住所地特例者というのは、どういう方を意味しているのでしょうか。

藤井係長          住所地特例者のご説明です。被保険者の方が他市町村の施設に入所した場合で施設所在地に住所を変更した場合、現住所地の市町村ではなく、元の住所地の市町村が介護保険者となります。つまり、羽幌町からA市の施設に入った場合、A市の被保険者という形ではなくて、羽幌町の被保険者になると。これが住所地特例者という形になってございます。

小寺委員長      その場合、現住所はあくまでも羽幌町ということで、引っ越した場合ということではないのですかね。引っ越したらもちろん違う町になりますよね。あくまでも現住所は羽幌町で、短期的にと。そこをもう少し教えていただけますか。

藤井係長          住所を動かして羽幌から転出されるということですから、住所は他の自治体に置くことになります。置いた先になるのですけれども、ここが自宅ということになれば、転出先の自治体の介護保険の被保険者になりますが、介護保険施設、一部対象外になる施設はあるのですが、その施設に入所した場合は、転出先の自治体の被保険者ということではなく、羽幌町の介護の被保険者になるという制度になってございます。

小寺委員長      よく分かりました。最後にもう一つ、月額で計算すると5,500円、最後のページでいくとそれぞれ基準額があって変更があると思うのですが、第

7期では基準額というのはお幾らだったのでしょうか。

藤井係長 第7期の保険料基準額につきましては4,925円になっております。

小寺委員長 基準額だけでいうともちろん上がっていますよね。この3年間は基準額でいくと500円ちょっとぐらいですかね、上がってくる。そこがきっと町民の方含めて気になるところかなと思うのですが、基準額でいいので、幾ら上がったかというのを教えていただけますか。

鈴木課長 お答えいたします。  
保険料月額で575円アップしておりまして、年額にしますと約6,900円、基準額でアップしているという状況であります。

村田委員 何点か質問させてください。9ページの通所介護、デイサービスのところなのですが、施設の関係があって、令和5年度には回数でいくと1,200と書いてあるのですが、これがデイサービスでいくと使用率100%の数字なのでしょうか。教えてください。

藤井係長 こちらの回数につきましては、過去の実績から伸び率を換算して設定している数値でございますので、最大値ではございません。

村田委員 最大値でないということは、施設をもっと有効利用すると、計画の数字よりも受け入れることは可能なのでしょうか。

鈴木課長 お答えいたします。  
基本的にデイサービスセンター、町内には2施設あるのですけれども、両方とも定員目いっぱいやりたいということでやっているのですけれども、当然ですけれども、その日休むですとかそういうことがありますので、1人の方が利用されなくなれば次の人がということになるのですけれども、その辺のタイムラグですとかそういう部分で、常に100というような状況には必然的になっていないという状況ですけれども、それぞれがなるべく100%にというような努力の中でやっていて、ただし、先ほども言いましたけれども、ご利用される方は高齢の方が多いので、なか

なか100には届いていないという状況であります。

村田委員 今の答弁でいくと、100とはいかないけれども、利用率は高い設定になっているということが分かりました。施設の中で何か改善をしたり、人的な部分でのやり方を変えたり、労力軽減の何かを導入したりすることで、そこら辺の数字というのをもうちょっと受け入れたりするようにできるようなこともあるのか、またはその検討をしたりしているのかお聞きしたいと思います。

鈴木課長 基本的に施設の規模ですとかにもよりますけれども、定員がありますので、人数を拡大させるとなると、それに見合った規模にしないとならないという部分もあります。プラス、人数についてはソフトを変えたからといってすぐ増やせるようなものでもないというようなこともあります。現状待機をしている方がそれぞれの施設でおられますので、通常ですと施設に入所されたただとかということでは空きが出るとすぐ来るような状況になっております。ただ、その方の都合が合わなかったりですとかそういう部分で、先ほど言いましたけれども、タイムラグがあるところでもありますので、単純に何かを改善すれば人数を増やせるというような状況にはないのかなというふうに思っております。

村田委員 面積によって限られた部分もあるでしょうし、ただ、今の中でいくとデイサービスは有効な施設として使われているので、これからも有効に使ってもらえるように努力してもらいたいと思います。

次に、19ページの介護医療院というところで、4番目と一緒になるということで、人数的には1人なのですけれども、前回のときもそうだったのですが、道立病院の3階が空いている。そういう空きスペースを有効利用するような形で、今日説明受けた中でも、羽幌町内にはそういうところがないのでやっていませんとか、今のところ施設整備を考えていないので第8期には盛り込みませんとかという説明がありましたが、現状問題があるというのは分かってはいるのですが、せつかくある施設の3階がそっくり空いているので、こういう形の新しい、あまり利用はされていないけれども、これから見込まれるような部分に関しての施設として、道のほうと話し合いをしたり、研究したり、将来に向けて有効利用し

たりするという、そういうところを考えると8期に向かったのか、考えていなかったのか、これからはそういうことも考えてほしいなと思うので、答弁よろしくをお願いします。

鈴木課長

お答えいたします。

事業計画の説明なのであれなのですが、介護保険の場合については施設を1つ造ると保険料に、当然ですが、相当はね返るような状況になります。羽幌町の場合は、特別養護老人ホームしあわせ荘が110床抱えておりますので、それだけでも相当、通常の町よりも介護保険に対する負荷が高いという状況になります。でありますので、施設の新設については相当慎重な検討が必要になるというふうな認識でおります。

ご質問の今回の計画に関して道立病院の3階を使った施設を検討したのかというところでありまして、そのような背景がありますので、今回の8期に向かってはそのような施設というような検討はしておりません。介護医療院という状況になりますと、当然ですが、病院のほうのマンパワーの部分ですとか、施設そのもののマンパワーの部分ですとかという部分もございまして、以前もしあわせ荘の指定管理の報告のときに、マンパワー不足ということで、外国人の方を何とかということで進めているという話をさせていただきましたけれども、今回のコロナの関係でそちらのほうが全く動いていない状況の中、介護職員をとというのは相当難しいという判断の下、今回についてはそのような検討はしていないという状況です。

村田委員

答弁としては分かりました。理解します。唯一、新規でなくて手を加えてできる中といたら道立の3階フロアがそっくり空いているという部分で、マンパワーということも分かりますけれども、介護医療院だけでなく、どういうことができるかという部分は私には詳しくは分かりませんが、そういうものを利用して、あまり箱物にお金をかけないでやる方策としては考えてみてもいいのかなと思ったので質問させていただきましたし、できれば箱物にお金をかけない、それからマンパワー的な部分に関して、これからは労働力の確保という点でいっても外国人だけでなく、ロボットみたいなもので労力を軽減できるとか人を減らせ

るようなことも検討していかなければならないのではないかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

鈴木課長           それこそロボットがいいとか悪いとかという議論ではなくて、介護を必要とする方がいる以上、人がいないからというような部分で介護がおろそかになるですとかそういうことはあってはならないことだと思いますので、あらゆる面でそういう部分については検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

村田委員           高齢者の方々の介護予防とか介護に関して、施設がない、人手がないというのではなくて、目標を立てていますので、きちんと最後まで受け入れるような体制維持はお願いしたいと思います。  
最後に、もう一点だけ質問します。21ページの保健福祉事業について、勉強不足で分からないので質問したいのですが、この中に平成元年から始めた基礎体力向上講座という部分で、具体的に場所とか、それから誰が指導してやっているのか教えてください。

藤井係長           基礎体力向上講座でございますが、こちらにつきましては、総合体育館において冬季自主運動教室を11月から3月に行っております。その期間中に講師を招きまして、コーディネーショントレーニングといった形の体幹を鍛える運動だったりだとかという部分をやっております。

小寺委員長       少々お待ちください。先ほど村田委員の質問の中で令和と平成の年号の間違いがあったので、後でこちらのほうで修正したいと思いますので、ご了承ください。

村田委員           すみません。私間違っていたかもしれません。  
今係長の説明があった基礎体力向上講座、11月から3月は分かったのですけれども、回数は何回行っているのですか。冬期間の11月から3月の間に。もう一度、すみません。

藤井係長           基本、月1回という形にしております。今年度に限りましてはコロナ感染の予防として実施自体を中止しているというのもありますので、大体

月1回という形で設定はしております。

村田委員 この講座に関して、来年度から総合体育館が町直営になって人員体制も変わると思うのですが、そこら辺の影響はないということによろしいのですか。

鈴木課長 基本的に場所を総合体育館でやっているというところと、体育協会の方に講師を依頼しておりますけれども、講師は別に体育協会とやる予定でおりますので、問題ないかなというふうに考えております。

村田委員 分かりました。今聞いた中でいきますと冬季だけ、それから月1回ということですので、この向上講座については介護を予防するという観点でいくと非常に大事なのかなと思います。なので、できればですけども、冬期間にしろ10月から4月までとか延ばして、また月1回を月2回にするとかして、人員20というところをもっと多くの方に利用してもらえそうな形を取ったほうが計画としてはいいのではないかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

鈴木課長 保健福祉事業としてやっている部分がこれなので、村田委員おっしゃることも当然だと思うのですが、それ以外にもこのような講座ですとか運動教室みたいなものを様々やっておりますのと、来年度、予算の話になるのでここでは場違いかなと思いますけれども、もう一つ、保健福祉事業とは別な事業で体力向上の部分を考えている事業がございますので、それらともろもろ組み合わせて、先ほど言いましたけれども、目的は冬期、冬になるとなかなかというところを含めて始めた講座でありますので、ほかの事業も含めて今後考えていきたいなというふうに思います。

平山副委員長 今回の基礎体力向上講座についてなのですが、人数は出ていますけれども、どのような年齢の方が参加されているか教えてください。

藤井係長 対象者は介護保険の被保険者の方になるので、65歳以上の方になります。個別に何歳の方が来ているとかという資料までは持ってきておりません

ので、ご了承いただければと思います。

平山副委員長 年齢のことは分かりました。それで、令和元年と令和2年を比べたら半数ぐらい減っていますよね。人数で見たら。これはどういう理由か分かりますか。

藤井係長 令和元年から2年に人数が減っている要因でございますが、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染拡大予防ということで講座自体を中止しているということで、参加者減という形になっております。

平山副委員長 分かりました。ありがとうございます。

金木委員 私は一番最後のほうの介護保険料に関わってお聞きをしたいと思うのですが、伺いますと、現在の月額4,925円から5,500円に引き上がると。パーセントにすれば10%を超えていますよね、きっと。11%ぐらいになるのかな。11%引上げとなるのは大きな問題だと思うのです。単純に値上げだから反対するという言い方は私はしませんけれども、これだけ引上げとなるに当たっては、どうして上がるのか、値上げする要因はこういうことなのですかということを分かりやすく示すべきだろうと思うのです。恐らく利用する人が増えて金額が上がるからなのだろうとは思いますが、その辺分かりやすいように説明していただければと思うのですが、どういう要因なのか。理由なのか。

藤井係長 介護保険料の値上げの要因でございますが、先ほど介護保険制度の円滑な運営ということで私のほうからサービス項目ごとにご説明させていただいた部分になるのですけれども、令和2年度の介護給付費がかなりの上げ幅となっております。平成30年、令和元年と一定数であったのですが、令和2年度上がった要因というのは、担当係といたしましては、今回新型コロナウイルス感染症の罹患状況によって、一般的に高齢者の方が自由に外出ができなくなったというところで、これまで介護サービスを利用していなかった方が新たに介護サービスを使うような形になってきているのかなと。そういう状況もあって令和2年度大きく給付費が上がったというところから、第8期の保険料を上げざるを得ないというか、

形になっております。

なお、7期については、先ほど基本月額4,925円という形で説明させても  
らっているのですけれども、第7期の実績見込みで月額保険料を換算し  
た場合、5,278円ほどの保険料を取っていないと賄えないという状況にな  
っております。また、第7期の月額保険料につきましては第6期から据  
置きしておりますので、据え置いた分、第8期急激に上がったというよ  
うな見え方がするのですが、そこら辺を考慮してもらえたらいいかなと  
いうふうに思っております。

金木委員 大体理由は分かりました。こういったような検討を全道、全国でされて  
いるところなのだろうと思うのですけれども、今度5,500円となった場合、  
全道、全国平均から見てどんな位置づけとなるのか、その辺分かります  
か。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:25～14:25)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井係長 失礼しました。第8期の保険料の順位と申しますか、それについては、  
他自治体についての公表はまだ一切ありませんので、そろい次第お示し  
したいなと思っております。

金木委員 それと、算定、計算されている項目の中で準備基金取崩額1,000万円とな  
っておりますが、給付費準備金でしたか、幾らぐらいの準備基金がある  
中で1,000万円なのか、準備基金の状況というのを説明していただけます  
か。

藤井係長 すみません。手元に資料がございませんので、記憶というか、覚えている  
範囲になるのですが、現在介護給付費支払準備基金につきましては1  
億2,000万程度の基金額になっていたかと記憶しています。そのうち令和  
2年の予算において3,000万円程度を充てておりますので、残りといったし

ましては8,000万から9,000万程度が財源というような形になっているか  
と思います。

金木委員 分かりました。見込みというか、予想ではそのぐらいなのだろうという  
ことで承っておきます。基金があるから全額使えという言い方をするつ  
もりはありませんけれども、値上げ、引上げとなる理由、準備基金の現  
状、そういったものをきちんと議会、当然ですけれども、今後決定すれ  
ば町民に広報していくわけだろうと思うので、今度はこうなります、幾  
らになりますということだけではなくて、現在の金額との比較で何円の  
引上げになるとか何%の引上げになる、その理由はこうです、現在こう  
いう基金もあって、こういう状況を考えながら検討したけれどもこのよ  
うな金額になるというような丁寧な説明が必要なのだろうと私は思うの  
です。その辺のことについてお聞きしたいと思うのですが、この後関係  
する審議会というのがあるのですか。介護保険事業審議会のような、  
諮問するような機関を経るのか、経たのか、そんなものはなかったのか、  
その辺も含めて今後の対応をお聞きしたいと思います。

鈴木課長 申し訳ありません。冒頭私のほうから審議会の審議が終わりましたので  
というふうに挨拶申し上げたところなのですけれども、聞き取りづらか  
ったのか、申し訳ありません。審議会のほうではこの内容でご了承をい  
ただいているという状況でありますので、今後につきましては保険料の  
変更に関わる条例提案をさせていただく段取りになろうかというふうに  
思います。

金木委員 今後の広報のあり方みたいなことについてはどうかなと思うのですが、  
改めてお願いします。

鈴木課長 当然ですけれども、議決をいただいた後に変更点とかも含めて広報する  
と。委員おっしゃったとおりの内容、どうしてこのようなというような  
部分も含めて広報をしていきたいと。プラスいたしまして、当然ですけ  
れども、保険料が確定した方々について7月ですとかそういうときに納  
付書ですとか通知を出すのですけれども、その際にも広報をして、ご理  
解を得られるようにしていきたいというふうに思います。

森 議 長            まず、細かい点で2点ほど確認させていただきます。先ほど小寺委員長のほうからほかの施設に入った場合というのがありましたけれども、私のほうからはデイサービス、今回コロナの関係で注目されたと思うのですけれども、他町村のデイサービスに羽幌の人間も行っていると。羽幌にもよそから来ているのかどうか分かりませんが、そういう場合に対しての費用はどこがどういう形で負担するようなことになっているのでしょうか。

藤井係長            羽幌町の介護保険の被保険者であれば、羽幌町が負担するということになっております。

森 議 長            介護計画から外れるのですけれども、基本的に希望があれば、今回たまたま留萌のほうの方がこっちのほうの近隣町村に来ているということがありましたけれども、地域的な制限というのは全くない仕組みというふうに考えればいいのでしょうか。計画から離れて申し訳ないのですけれども。

鈴木課長            お答えします。  
デイサービスは羽幌の場合、結構町の人がいるのでなかなかないかと思うのですけれども、施設の短期入所ですとかそういうものに関しては、当然ですけれども、そのときの利用状況によって羽幌の方が他町村に行っている場合もありますし、逆の場合もあります。ケースとして多いのは、施設系ですけれども、短期とかというパターンが多いのかなというふうに思います。

森 議 長            もう一つ、さらに外れるのですけれども、これでやめます。一般的に知らないと思うのですけれども、ショートステイの場合、自分たちが旅行するので羽幌なら羽幌に預けるということがあるのですが、こういうことであれば、自分たちは札幌に行くと。そこまで一緒の施設、札幌のところショートステイに入れるということも事実上できるという、空き状況とかそういうことはあるにしても、仕組みとしては問題ないというふうに捉えてよろしいでしょうか。

鈴木課長 前段でケアマネジャーがその辺もろもろ調整するかと思いますので、基本的には問題ないといえますか、調整次第なのかなというふうに思います。

森 議 長 それでは、本題のところで聞きたい点なのですが、各所得段階の介護保険料で、一番下のところに第1段階から第3段階の保険料率については低所得者保険料軽減適用後の保険料率であるという記載があります。低所得者の軽減適用の比率というのは、恐らく町の条例で規定しているのでしょうか、モデルというか、町独自の判断でこういう割合にしているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

藤井係長 こちらの軽減制度につきましては国の基準に基づいて実施しておりますので、全国一律の形の減額率となっております。

森 議 長 今回の8期に向けて数字は今後とも変わっていない、今までも変わっていないというふうに考えてよろしいでしょうか。保険料率の基準額に関する掛け率が段階によって全部決まっていますよね。0.3から1.7まで。

藤井係長 今のところ率は変わらない予定となっております。また、対象につきましても前回同様、第1から第3段階というふうになっております。

森 議 長 話を戻すわけではないのですが、私がぱっと見たところ、常にほかのこととも関連しているのですけれども、第1段階、生活保護を受けている人。生活保護を受けているということは、ほかにも医療費だとかいろんなメリットが相当あるわけです。第2段階、場合によっては第3段階というところで、場合によっては生活は第2段階のほうが苦しいような場合も、いろんな施策等を総合的に考えた場合日常的に起きているような部分があります。国のほうではこういう基準だけれども、町独自で基準率を見直すというようなことは可能性としてはできるのでしょうか。便宜上そっちを使っているということではなくて、国が決めているので、それは一切町独自の判断で上乘せの基準をやるとかというようなことはできるのかできないのかという言い方に変えてもいいですけれども。

藤井係長 今の段階では、町独自の減免という部分は考えておりません。

(何事か呼ぶ者あり)

藤井係長 失礼しました。制度といたしましては、独自の減免ということではなくて、多段階設定とあって、羽幌町は9段階という国の基準に準じて行っておりますが、10段階以上とか細分化した保険料設定をしている自治体はあります。

森 議 長 最初の説明と矛盾するのですけれども、独自のものができるということに聞こえるのですけれども。段階を変えるということは、保険料率もそこで設定するわけですから、国の基準が9段階で、かつそれをたまたま羽幌が運用しているということではないのでしょうか。私が一番先に聞いたのは、決められていてやっているのかと言ったらそうだと聞いたのですけれども、ある程度自由裁量があるということに聞こえるのですけれども、どうでしょうか。

藤井係長 大変申し訳ありません。先ほどお答えしたとおり段階の設定を変えることができますので、自治体の実情に応じた形での保険料設定というのは可能だと思います。

森 議 長 その際に、羽幌が全体として、基準額はあれですけれども、保険料率を下げた場合、地元のほうのさっき言った資金繰りというか、お金が回らなかつたら基金を取り崩すなりなんなりというのは分かるのですけれども、国のほうからはペナルティー的なような、自分たちが勝手にやっているのだから上乘せは見ませんよみたいなことにつながる心配はないでしょうか。

藤井係長 羽幌町においては国の基準に基づいて保険料段階を設定していましたので、多段階設定を選択した場合にどのようなペナルティーというか、支障というか、言葉があればなのですが、発生するかというところまでは押さえておりません。申し訳ありません。

森 議 長 今でも575円、月額を上げて、9段階でも11万2,200円ということで第1段階よりは七、八倍で、この負担感もかなり重い認識を持っている人も結構いるのかなというふうに思います。やみくもに全部を下げるということは、結果として回り回ってさらに基準額を上げて収入を確保しなければいけないという悪循環も考えられますので安易にやれとは言いませんけれども、私先ほど言ったように第2段階辺り、第3段階辺りは厳しい状況があるのではないかなと。これは全然計算もしていませんし、実態を分かった上ではない単なる印象なのですけれども、今期のこれについては時間がありませんので、あえて間に合わせて直せという意見ではありませんけれども、そういう目を持ちながら、4年後には担当は替わっているかもしれませんけれども、またそういう時期が来ますので、そういう観点で、時間があれば実態の声を聞いてみるとか、もしくはそういう調査もしてみるとかということをしていただければなと思いますけれども、その辺についてどうでしょうか。

鈴木課長 森議長おっしゃるとおり、保険料自体、全体に響きますので、私たちも概念的に引き下げるとかという部分がなかったのも正直なところでありますけれども、今のご意見は次期に向けた取組の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

村田委員 すみません。先ほど議長から質問あった保険料率の掛け目の話なのですが、変わらないという答弁だったと思うのですが、第7期は、この間ホームページから取ったやつがそうなのですけれども、第1段階では基準額掛ける0.45、第2と第3が掛ける0.75、第4が0.9で同じなのですけれども、今日の説明と合わないのですけれども、そこら辺説明をお願いします。

藤井係長 ご説明いたします。  
本日お配りしている保険料率につきましては、軽減適用後の保険料率でございます。第7期に載っているものについては軽減前の保険料率になっておりますので、そこら辺で違いがあるのかなと。

村田委員 すみません。ホームページから取ったこれも同じなのですが、どこかに軽減していないと書いてあるのでしょうか。そういう説明をされても分かりづらいので、先ほど言った分かりやすい説明というのですか、先ほど金木委員も言っていましたけれども、分かりやすくしてもらわないとならないと思うのです。単純に資料だけを見比べると掛け率が違うというのは、誰も気にしてもいいでしょうが、そこら辺もうちょっと広報的に分かりやすくお願いしたいと思います。

鈴木課長 先ほど藤井係長のほうの説明でこの資料の説明については軽減後という表現をしておりましたけれども、今村田委員おっしゃられた広報のときの部分については、分かりやすいといいますか、単純明快といいますか、そういう表現で表記をしていきたいというふうに思います。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) 私のほうから、前回、ちょうど3年前に行った委員会での情報で、高齢化率は徐々に上がっているというのは今と変わっていませんが、サービスを受ける前提で要介護認定の審査数というのが3年前の時点で全道で11番目に高いというふうなことが資料として残っているのですけれども、現在年間の要介護認定審査の件数というのはどのぐらい伸びているのでしょうか。

藤井係長 申し訳ありません。審査数の値については持ち合わせておりませんので、後日提出したいと思います。

小寺委員長 このサービスを受ける段階では必ず要介護認定を受けるということが前提なのかなというふうに思いますので、高齢化率プラス認定者がどのぐらい毎年出ているのかなというのが気になったので、データとしてあれば後日よろしくお願いします。

あともう一つ、これも前回の資料、第6期になるのですけれども、計画額に対する執行率が、実績に関しては約87%ということで出ているのですが、今期の第7期ではどのぐらいの執行率、実績になっているか分かりますか。

藤井係長           こちらにつきましても、本日は保険料の説明ということですので、データ等を持ち合わせておりません。申し訳ありません。

小寺委員長       あともう一つ、これも3年前の委員会で話になったのですが、こちらに書いてあるサービスに関しては、羽幌町全体として施設がないですとか人材がという話で書かれていると思うのですが、両島、天売島、焼尻島でも同じ介護保険事業を行うという前提でやっていると思うのですが、どうしてもサービスが市街地区と差があるというのが前回も指摘されていたのですが、その辺の認識についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

鈴木課長           天売、焼尻につきましては委員長言われるとおりでありまして、その後も現状として変化はないという状況でありますけれども、例えばですけれども、施設という部分に関しては、先ほども申しましたけれども、羽幌のこちら側ですとか全道各地ですとかというところで対応はできますけれども、通所系のサービスが難しいという状況がありますので、先ほどと同じことになるのですけれども、人がいないですとかいうところで苦慮している状況というのは基本的に変わりはないという状況でありますけれども、例えばですけれども、天売については訪問介護をしている人を何とか頑張らせていただいているというような状況で、それぞれ担当のケアマネジャーですとかうちの包括支援センターのほうでサポート等しながらやっているという状況と、福祉用具の部分ですとかそういうものに関しても、一時期業者が行けないということで滞っていた時期がありましたけれども、別な業者が対応していただけるということになって、福祉用具絡みに関しては復活しているという状況でありますけれども、この場所で前回3年前のところとあまり改善していないというふうには言いづらいのですけれども、現状としてはそのような状況であるということ認識をしているところです。

小寺委員長       ほかに質疑がないようでしたら終わりたいと思いますが、よろしいですか。(はい。の声) それでは、第8期介護保険事業計画についてはこれで終わりたいと思います。  
暫時休憩します。続いて、天売複合施設になりますが、担当課が替わり

ますので、3時から続きを行いたいと思います。ありがとうございました。

(休憩 14:47～14:57)

小寺委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、その他の天売複合施設について調査を行いたいと思います。

## 2 その他

説明員 学校管理課 酒井課長、建設課 石川主任技師

酒井課長 14:58～15:07

本日は、何かとお忙しい中、文教厚生常任委員会を開催の上、天売複合施設につきまして説明の機会をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

複合施設につきましては、昨年度に一度説明の機会をいただきまして、その際に基本的な考え方などを申し上げており、その後詳細について関係機関と相談をしながら基本設計を行ったところでございます。今年度に入りましてから実施設計を進め、また建設予定地の地質調査等を行いながら、引き続き関係者との協議、また費用面を踏まえながら内容について検討してきたところでございます。その中で、これまで検討してまいりました内容から、面積を一部縮小する方向性につきまして、先般天売島を訪問し、本施設を日常的に使用することとなります関係団体への説明と島民説明会を行い、内容に対して理解が得られましたことから、本日変更後の整備計画案に対しましてご理解を賜りたく、説明の機会をいただいたところでございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、早速私から説明をさせていただきます。着席して行いますことをご了承願います。お手元に配付しております資料ですが、1枚目が1階の平面図、2枚目が2階の平面図となっており、内容説明につきましては、昨年度説明いたしました内容から大きく変更となった点につきまして説明をさせていただきます。

それでは、1枚目、1階部分における主な変更点について申し上げます。図面の中央下のほうに集会室1（ホール）とありますが、当初はこの左横に和室や2階への階段を設ける予定としておりましたが、この部分の面積を削ることとしております。これに伴いまして、集会室や事務室、図書室、物品庫1、トイレなどをそのまま左側に移動させ

まして面積を縮小するものとしております。また、削りました2階への階段につきましては、図面上のほうに位置を変更しております。当初施設管理に必要な設備類を集約するために機械室を設ける予定としておりましたが、専用のスペースが必要なくなりましたことから、ここに階段の場所を移しております。また、小中学校の体育館との接続がスムーズになるようなレイアウトに変更しております。また、図面真ん中下にあります集会室1と集会室2を仕切ることのできる移動間仕切りは当初から予定をしていたのですが、集会室1（ホール）と記載されている上にも移動間仕切りができるようにいたしまして、様々な会議や集会に使用できるようにしていきたいというふうに考えているところでございます。以上が1階の主な変更点となります。

なお、基本設計の際に触れましたが、小中学校の体育館と接続することに伴い、前回説明いたしました浄化槽の更新を行い、また既存建物の改造を行うこととなります。そのほか暖房設備につきましては、部屋の配置やメンテナンスを考慮いたしまして、床暖房を取りやめ、FFストーブやパネルヒーターで対応することとしております。

次に、2枚目、2階の図面を御覧いただきたいと思っております。2階は、1階で説明いたしましたように階段の位置を変更しております。これに伴いましてレイアウトを全体的に変更しております。また、複合施設の利点を生かすものとしていたしまして、高校の調理実習など家庭科の授業につきましては1階にあります厨房室、またほかの部屋を利用することとしていたしまして、当初は家庭科室を設けていたのですが、そこを廃止することとしております。以上が図面に対する説明となります。

面積を縮小した大きな理由としていたしましては事業費の面からでございますが、それぞれ現在の施設の使用実態等を踏まえながら、また今回整備する施設につきましては様々な施設が複合化されること、また小中学校の体育館との接続などの利点を生かした検討案としておりますことにご理解いただきたいと思っております。

次に、現在検討しております施設の概要について申し上げますが、最初に面積であります。当初はマネジメント計画に基づきましておおむね1,150平方メートルとしておりましたが、現在の検討案では約1,000平方メートルとし、150平方メートル縮小する方向で考えております。

次に、事業費につきましても、いろいろと削減施設、一方で地質調査の結果を踏まえまして事業工事の増、離島での大規模な建設工事に伴う作業員の宿泊やコンクリート工事への対応などを考慮いたしまして、概算であります。本体工事費としていたしましておおむね7億円台となりますことにご理解賜りたいと思っております。

次に、現在進めております実施設計について申し上げます。ただいま申し上げました面積縮小による再検討が必要となりましたことから、契約期間を5月中旬頃まで延長す

る予定でありますことにご理解をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、繰越手続きにつきましては、3月議会定例会で追加提案させていただき予定としております。また、契約額につきましては若干増額となりますが、当初予算の範囲で対応していくものとしております。

最後に、複合施設の今後の整備計画であります。令和3年度は建設予定地にあります教員住宅1棟の移設、排水の切替工事など敷地の整備を行う予定としており、当初予算で計上させていただいており、順調にいきましたら、予定どおり令和4年度から工事に着手する予定でありますことにご理解賜りたいと思います。

これで私からの説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

小寺委員長

それでは、質疑に移りたいと思います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 15:07～15:20

小寺委員長      それでは、私から。皆さん前回の資料がないので、どこがどう変わったかということが、口頭では説明があったのですが、図面上ではなかなか分からないのかなと思いますが、前回の資料ですとホール2のほうを含め事務室ですとか図書室を、今でいうと乳幼児が使う施設、ちびっ子ランドに並列して遊戯室（ホール）という記載で使用する区分で分かれていたと思うのですが、この図面上では遊戯室という表記もなくなったのですが、実質使用するのは子供たちが使うところになるということではよろしいのでしょうか。

酒井課長          基本的に使用形態につきましては、当初説明した部分と変わりありません。複合施設ということで、全体的に島民が使う施設ということで集会室というふうにしておりますが、基本的には主にちびっ子ランドということで、育児施設として毎週月曜日から金曜日の利用を考えております。また、老人の家の機能もこの施設に含めるということで考えていたのですが、その利用につきましては毎週日曜日の午前中ということになっておりますので、曜日、時間帯がかぶらないということで、このスペースをうまく使っていただけますよう現地で協議をしているところでございます。

平山副委員長 先ほど暖房のことでご説明ありましたが、床暖をやめてFFとパネルヒーターですか、これに変えたということは何が理由で。

石川主任技師 お答えします。  
主にはメンテナンス上のことと工事に係る費用の件で、床暖房からFFストーブという形に変えたものです。

平山副委員長 費用ということになると、床暖のほうが高くつくという意味なのですか。

石川主任技師 そのとおりです。

村田委員 すみません。確認なのですが、来年度天売高校の生徒が最大でいくと8人入学になるということなのですが、2階の教室1、2、3、4で1個間仕切りがあって、これからも毎年七、八人ずつ入学があったとしてもこの状態で大丈夫だと言えるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

酒井課長 これからの人数増も踏まえながら、この施設で対応可能というふうに考えております。

森 議 長 町のほうの公式な工事費に関する前回の発表というのは全然分からないのですが、日本建設新聞等で前回、19年のときにおよそ8億5,000万という数字が報道されました。元ネタというのは恐らくこちらのほうから流れていなければ、そんな数字を建設新聞で押さえることができるのかどうかというのは分かりませんが、先ほどの説明では7億台ということでした。当初の公共施設マネジメントのときも7億ぐらいだったのでないかなという気がするのですが、その辺の整理をしたいと思いますので、8億5,000万のことを含めて何か聞いていることがあれば説明をお願いします。

酒井課長 当初8億5,000万としておりますのは、本体工事のほかに基本設計ですとか実施設計を含めた金額の総計というふうに捉えております。先ほど申し上げた7億円台という部分は、昨年度から進めてきました基本設計、

実施設計、また次年度予定している工事等もろもろ含めましたら、同じぐらいの事業費で推移をするのではないかというふうに捉えております。

森 議 長 公共施設マネジメントのときの数字も改めて教えてください。

酒井課長 すぐお答えできませんので、ちょっとお時間いただいていいですか。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:13～15:13)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

酒井課長 手元に用意していませんので、今お答えできないです。すみません。

森 議 長 委員会でも話題になったような記憶があるのですがけれども、複合施設ということでいろんな補助が考えられる中で、メインの補助をどういうふうに考えているか、具体的な割合みたいところを、現時点で分かる部分で結構ですので、教えてください。

酒井課長 財源につきましては、前回の委員会でもご質問というか、確認があったので、それ以降基本設計の状態がある程度固まってから道のほうにも照会をしたのですがけれども、このような施設に対しての交付金が見当たらず、過疎債、辺地債の利用のほうが最も有利であろうということの助言をいただいておりますことから、1階部分につきましては辺地債の対象、2階部分につきましては辺地債の対象にならないので過疎債の対象として、分けて財源を措置したいというふうに考えております。

森 議 長 1回目、2回目というのはどういう意味ですか。

酒井課長 1階部分が辺地債、2階が……（何事か呼ぶ者あり）失礼しました。

森 議 長 1階はよくて2階は駄目とか、そういう決まりがあるのですか。

酒井課長 起債の対象施設としてありまして、高等学校は辺地債の対象になっておりませんので、過疎の対象にしているということでございます。

森 議長 辺地債等が使えれば、ある程度許容範囲なのだろうと思います。ただ、辺地債については過去、議会としては別のことでいろいろありまして、枠がある程度限られていますし、申請のタイミングも含めて押さえるということが大事なことだと思いますので、担当課としてはスケジュール感も含めて、そこら辺については十分な用意をして向かっていただきたいと思います。答弁は結構です。

金木委員 施設ができた後の管理体制ということについてお聞きしたいと思うのですが、具体的にはこれからかもしれませんが、1階と2階で利用する人が違うというか、完全に違うわけではないですけれども、1階にも水産実習室とかありますけれども、昼間の管理の仕方は管理人などを置くような考えなのかどうか。関係以外の方、部外者が入り込むことは想定しなくても、関係ないところには入らないような、そういうことを管理するような体制、管理人の設置とか、お考えであれば説明をお願いします。

酒井課長 管理方法につきましてはこれから具体的な検討に入るのですけれども、先ほど申しました曜日ごとのちびっ子ランドの活用ですとか、夜間は天売高校が2階を使うですとか、老人クラブは日曜日使うですとか、基本的に使用する日時が決まっている団体につきましてはそこが主になるのですけれども、現在研修センターとして集会的施設として支所が管理している部分がありますので、そういうところも含めながらこれから検討していきたいというふうに考えております。平日でありましたら、ちびっ子ランドが開いているうちに高校の先生が入ってきますので、施設の引継ぎだとかをどのようにするのかという部分を含めて、これから細かい部分については協議をしていきたいというふうに考えてございます。

小寺委員長 ほかにございませつか。(なし。の声) それでは、私から。  
建設もしていない段階で言うのもあれですけれども、令和4年に着工して、生徒も含めて移動できるのはいつ頃を予定しているのでしょうか。

酒井課長 内容につきましてはこれから細部の実施設計という部分があるのですけれども、想定する中では2年目の雪が降る前には竣工を終えまして、その段階で引っ越しをしたいというふうに考えてございます。

小寺委員長 それでは、令和4年に着工して、令和4年度には……（何事か呼ぶ者あり）2年かかるということですね。申し訳ございません。そうしたら令和6年度には完全……（何事か呼ぶ者あり）5年には移動するということになると思うのですが、先ほども言ったとおり、造っていない中で言うのも変ですけれども、現在使われている既存の施設の今後の活用なり、取壊し除去する、その計画も同時に考えていかなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、既存施設についての見解はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

酒井課長 現在のところ特に具体的な検討はしておりません。ただ、研修センターにつきましては、高齢者支援センターの食事を作る厨房として使っている部分がありますので、どういうタイミングで改修をするかを含めた検討は早いうちにしていきたいというふうに考えております。

小寺委員長 研修センターに関しては、場所的にあまり安全ではない場所なので移動するという説明だったかなと思うのですけれども、今後そこは改修を行って使用していくということでよろしいのでしょうか。

酒井課長 具体的な検討には入っていないのですけれども、基本的には今委員長おっしゃったように危険な場所だというふうに捉えておりますので、その辺については解体をして、必要最低限な厨房といいますか、そういう機能を設けることになろうかなというふうに考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。（なし。の声） それでは、ないようですので、以上で終わりたいと思います。担当課、ありがとうございました。